

危険ドラッグ等の製造・販売等防止に関する協定を締結

本部長 東辻 広行

三重県では、薬物の濫用から県民の健康と安全を守り、もって県民が平穏かつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的として、平成27年10月27日、「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」が公布され、12月1日より全面施行されました。

これをうけて、三重県本部は、平成27年12月17日、三重県庁において、三重県および三重県警と「危険ドラッグの製造・販売等防止に関する協定」を締結しました。

本部長コメントとして、「近年、全国的に「危険ドラッグ」の使用者による重大な交通事故や事件が多発しており、極めて深刻な社会問題になっております。警察庁の発表によりますと、危険ドラッグの約6割が街頭、店舗での売買、約2割がインターネットによる販売、残りは知人からの購入となっている実態があります。由々しきは、そのいずれもが賃貸物件内で製造されていると思われることです。我々、不動産団体としましては、そのような製造や販売の場を提供しないよう、従来の暴排活動と同様に三重県、三重県警と連携を密にし、危険ドラッグの排除に努めてまいりたいと思っております」と述べました。

協定の主な内容は、「建物賃貸借契約書の禁止事項に本物件を危険ドラッグの製造、販売及び使用場所の提供のために使用することを加える」、「あらかじめ建物の用途を確認し、危険ドラッグの製造、販売又は使用場所の提供のためである場合は、契約を結ばないよう要請する」等です。会員の皆様には、「危険ドラッグ」の密造拠点や販売店舗の根絶のため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



鈴木知事、東辻本部長、森元県警本部長

土砂災害特別警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、鳥羽市及び志摩市において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

なお、指定地区の詳細については下のリンク先をご参照ください。

指定地区： ①鳥羽市国崎町、相差町など
②志摩市志摩町

指定年月日： 平成27年11月20日

告示番号： ①三重県告示第746号、748号
②三重県告示第747号、749号

◇県広報 <http://www.pref.mie.lg.jp/PDF2/KENKOH0/H27/T-H271120-2753.pdf>

◇三重県県土整備部流域管理課HP <http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/sabou/>

事務局年末年始お休みのお知らせ

12月29日(火)～1月5日(火) ※土日祝日 定休

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。